

虐待の防止のための指針

特定非営利活動法人ブルーステージ

第1【事業所における虐待の防止に関する基本的考え方】

当施設では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に当たるものがあるという認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の保護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、以下に該当するいずれの行為も行ないません。

I. 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

II. 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること。または障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

III. 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言、拒絶的な対応または不当な差別的な言動その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

IV. 放棄・放任（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による①～③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他障がい者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

V. 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分したり障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第2【虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について】

当事業所では、虐待の未然防止・再発防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、就労支援員を「虐待防止担当者」とします。

2 身体拘束適正化委員会と関係する職種や取り扱う事項が相互に関係が深いため、虐待防止委員会と一体的に設置・運営します。

3 虐待防止委員会の会議は少なくとも1年に1回は開催し、実施にあたってはオンライン会議を用いる場合があります。

4 虐待防止委員会は、必要な都度担当者が招集します。

5 虐待防止委員会の議題は担当者が定めますが、具体的には、次の内容について協議するものとします。

①虐待防止委員会のその他事業所内の組織に関すること

②虐待防止のための指針の整備に関すること

- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

第3【虐待防止のための職員研修に関する基本方針】

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

- 2 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 障がい者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 障がい者権利擁護事業／成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
- 3 実施は、年に1回以上行います。(外部研修含む)
また、新規採用された職員には入社時に必ず研修を実施します。
- 4 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録したものを紙媒体もしくは電磁的記録により保存します。

第4【虐待発生時の対応に関する基本方針】

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

客観的な事実の確認、虐待者が職員であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には警察等に通報し、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

第5【事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針】

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、

- ①虐待防止担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合には、他の上席者等に相談します。

- ②担当者は、他の苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、関係者からの状況を聴き取りし、虐待等を行なったとされる本人に事実確認をします。確認の経緯を時系列で概要を整理します。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。とともにその行為に至った要因に外的なものが認められた場合、その排除に努めます。
- ④上記対応を行なったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、管轄保健所と市町村の窓口等外部機関に相談します。（直接的暴力行為等を現場で目撃した場合は直ちに警察に通報する）
- ⑤事実確認を行なった内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて管轄保健所及び市町村に報告します。
- ⑦再発防止策の効果を虐待防止委員会で検証します。

第6【利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針】

利用者は、いつでも本指針を閲覧することができます。

（※当施設 HP においていつでも閲覧が可能な状態とします）

第7【その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針】

第3に定める研修会その他、各地区社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者へのサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和3年8月21日より施行する。